

甲州市で暮らしてみませんか

甲州市では、「お試し移住事業」として、本市に移住を検討している方が、本市の魅力と特色を実際に体験していただくための施設を2か所設置しています。この施設において、日常生活をより具体的にイメージし、移住への第一歩としてください

◆施設を利用できる方

次のすべての要件を満たす方となります

- (1) 甲州市民ではない方（市外に住民登録を有し本市に移住を検討する方）
- (2) 甲州市の魅力や事業の感想等について市に報告いただける方
- (3) 暴力団員でない者
- (4) 参加者の遵守事項を履行できる者

◆施設の利用について

※ ホームページ等で、施設の空き状況を事前にご確認ください

- ①利用の申請 利用者→市（審査があるため、余裕をもって利用申請をお願いします）
（第1号様式からアンケートまでを、申請時に提出してください）

- 甲州市お試し移住事業参加申込書（第1号様式）
- 誓約書（第2号様式）
- 甲州市滞在計画書（第3号様式）
- 本人確認書類（運転免許証など）
- 利用者事前アンケート

※ 郵送による本申請だけでなく、FAXやメールで仮申請を行うことができます

- ②甲州市からお試し移住事業参加決定通知書を送付 市→利用者
（概ね申請から1週間前後）

- ③鍵の受け渡し方法の連絡 利用者→市
メール等により鍵の受け取り時間や場所を連絡してください

- ④鍵の受け渡し・お試し移住スタート
（仮申請だった方は、本申請書類を提出してください）

- ⑤お試し移住終了・鍵の返却 利用者→市
 甲州市お試し移住事業参加報告書（第5号様式）

◆参加期間及び回数の制限

1度の参加について**3日以上7日以内**（2泊～6泊）となります
また、参加回数は毎年4月から3月の1年間において4回までとし、
前回の参加期間から1月以上経過していなければなりません
※ 鍵の受け渡しや返却については、原則平日の市役所開庁時に行えるようご協力ください

◆利用料（参加料）

お試し住宅の利用料（お試し移住事業参加料）は**無料**です
ただし、事業参加の申し込みに係る経費、参加中の移動経費、食費、
遊興費、寝具リース料等は自己負担となります

◆連絡先・申請書の提出先



甲州市役所 政策秘書課 地域創生推進室
〒404-8501
山梨県甲州市塩山上於曾 1085-1
TEL 0553-32-5037（直通）
FAX 0553-32-1818
✉ seisaku@city.koshu.lg.jp

◆施設の紹介◆

塩山松里住宅

甲州市塩山藤木 14-2
松里定住促進住宅 2-301
無料駐車場・Wi-Fi あり
最大利用者数：6名まで



勝沼住宅

甲州市勝沼町勝沼 2950
木造2階建 戸建住宅
無料駐車場・Wi-Fi あり
最大利用者数：8名まで

